

## 地方分権の趣旨を踏まえた国と地方の協議のあり方に関する決議

国の施策の立案施行に当たっては、地方公共団体の意向を適切に反映するため、地方自治法 263 条の 3 第 2 項において、地方六団体は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、内閣に意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる」と規定されている。また、その権限を行使することができるよう、同条第 5 項において、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方六団体に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする」と規定されている。

さらに、国と地方の協議の場に関する法律第 3 条においても、地方行政、地方財政、地方税制はもとより、経済財政政策、社会保障、教育、社会資本整備に関する政策等で、地方自治に影響を及ぼすものと考えられるもの等のうち重要なものについて、協議の場の協議の対象となることが規定されている。

以上の法的根拠の下、国と地方六団体は各種の協議を重ねながら地方行政及び国民生活に関する諸施策を実施してきた。しかしながら、この度の幼児教育・保育の無償化等の一連の施策については、政策形成過程において財源論、方法論ともに地方側との協議が無かったことは誠に遺憾である。10 月 15 日に行われた国と地方の協議の場で異論を唱えて以来、財源論については積極的な意見交換により、地方の主張を踏まえたある程度の対策が示され、一定の進展はあったものの、実施方法、特に幼児教育・保育の質の確保については今後の協議に委ねることとなる。

今後、幼児教育・保育の無償化が適切に実施されるための P D C A 協議会（仮称）において、地方の意向を踏まえてしっかりと協議のうえ、質の確保と方法論が確立されることを望みたい。

全国市長会としては、これまで国と地方の間で築き上げてきた地方分権の趣旨に基づき、今後の地方に関する政策立案の際には十分に地方の意見を尊重し、合意形成のうえで施策を遂行されるよう要望する。

平成 30 年 12 月 10 日

全国市長会